

中小・小規模企業の資金繰りがさらに改善！

- 1.日本政策金融公庫、商工中金、信用保証協会における元本返済猶予への取組強化
- 2.商工会議所等のマル経融資（無担保・無保証）の大幅な拡充

中小・小規模企業の返済負担が軽減され、
資金繰りが楽になります。

日本政策金融公庫、商工中金からの融資や
信用保証協会の保証を受けている方は
公庫や協会の窓口にご連絡を！

（例えば、以下の3つの要件を満たす場合には、半年～1年間程度の元本返済猶予に係る申出が可能です）

- ①売上高の急減により資金繰りに困難を生じている企業で、今後の受注環境の回復などによって業況の回復が見込まれ、猶予期間終了後、正常返済に復帰する見込みがあること。
 - ②関係する金融機関がある場合には、協調して継続的な支援を行なう見込みとなっていること。また、元本返済猶予の実施について、保証人の同意が得られること。
 - ③利払いが継続的に行われてきており、今後も継続される見込みがあること。
- （ただし、金利等の大幅な減免を既に受けている企業は、今般の措置の対象としない）

マル経融資が大幅に拡充されます

1.融資限度の拡充

（現行）1,000万円



（今後）1,500万円

2.融資期間の延長

（現行）運転資金5年
設備資金7年



（今後）運転資金7年
設備資金10年

3.据置期間の延長

（現行）6カ月



（今後）運転資金1年
設備資金2年

- ①日本政策金融公庫での申込受付は平成21年4月24日から開始されます。
- ②審査の結果によっては、ご利用いただけない場合があります。